

## 成年後見制度と家族信託の比較フロー（2025 年版）

判断能力の低下に備える方法として「成年後見制度」と「家族信託」は、目的・手続き・運用方法が異なります。本資料では、両制度を「開始前準備→手続き→実行・運用→終了」の流れで比較し、制度選択の判断材料として活用できるように整理しています。

| 区分       | 成年後見制度                      | 家族信託                    |
|----------|-----------------------------|-------------------------|
| 目的       | 判断能力が低下した本人を法的に保護する         | 判断能力があるうちに財産管理・承継を柔軟に行う |
| 開始のタイミング | 判断能力が低下した後に家庭裁判所へ申立て        | 判断能力があるうちに契約を締結         |
| 申立て先／手続  | 家庭裁判所が後見人を選任（医師診断書・鑑定あり）    | 公証役場で信託契約を作成（公正証書方式）    |
| 関係者      | 本人・後見人（家族または専門職）・家庭裁判所      | 委託者（本人）・受託者（管理者）・受益者    |
| 財産管理     | 後見人が家庭裁判所の監督下で管理            | 受託者が信託目的に沿って柔軟に管理       |
| 裁判所の関与   | 強い（監督・報告義務あり）               | なし（家族間契約で自主管理）          |
| 費用       | 申立費用＋鑑定費用＋後見人報酬（月 1～2 万円程度） | 公証役場手数料＋専門家費用（初回のみ）     |
| 柔軟性      | 低い（使途制限が多い）                 | 高い（契約内容に自由度あり）          |
| 終了時期     | 本人死亡時または裁判所の判断で終了           | 信託目的達成・期間満了・受益者死亡など     |
| メリット     | 法的保護が強く第三者関与で安心             | 家族の意思で柔軟な財産管理が可能        |
| デメリット    | 手続が煩雑・費用が継続的に発生             | 契約内容を誤るとトラブルの原因に        |

適しているケース

判断能力がすでに低下して  
いる人

判断能力があるうちに対策  
したい人

### 注意点・補足

- 成年後見は「すでに判断能力が低下した後の制度」、家族信託は「備えるための制度」です。
- 両者の併用（例：家族信託＋任意後見契約）も有効です。
- 制度選択は家族構成・資産規模・目的に応じて専門家と相談することが重要です。

### 専門家相談案内

 清和行政書士事務所 | 後見・信託サポート専用窓口

LINE 登録で『成年後見申立書・家族信託契約書テンプレート』無料配布中。

参考：法務省 成年後見制度／信託制度 <https://www.moj.go.jp/>